

新生

Shinsei

社報タイトル「新生」は社内で掲げる平成27年の標語です。



発行責任者 / 小林 政 氏

発行日 / 2015年6月1日

KOBAYASHI GORDON

●会計 ●相続 ●経営コンサルティング

小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	代表社員 税理士	小林 政 仁
税理士	山 野 基 尚	税理士	須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL(048)253-5668 FAX(048)253-7602 <http://www.e-cg.co.jp>

～ マイナンバー制度の概要 ～

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に **マイナンバー (12桁の個人番号)** が通知されます。

- ・ 住民票を有する全ての方に一人1つの番号 (12桁) が通知されます。
- ・ 市区町村から、**住民票の住所**にマイナンバーの通知カードが送られます。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。

帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。

※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

- ・ 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

～ マイナンバーの利用分野 ～

平成28年1月から、**社会保障、税、災害対策**の行政手続でマイナンバーが必要になります。



- ・ 年金の資格取得や確認、給付
- ・ 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ 医療保険の給付請求
- ・ 福祉分野の給付、生活保護 など

- ・ 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・ 税務当局の内部事務 など

- ・ 被災者生活再建支援金の支給
- ・ 被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

～扶養控除申告書～

扶養控除の申告は、給与の支払を受ける人（給与所得者）が、その給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために行う手続です。通常、年末調整の際に翌年分を従業員から提出してもらいます。

この書類は、二か所以上から給与の支払いを受けている場合にはそのうちの一か所にしか提出することができません。よって、給与支払者は、提出を受けた場合は甲欄で、提出を受けなかった場合は乙欄で源泉徴収を行うことになります。

マイナンバー制度の導入により、この書類にも給与支払者、従業員及びその扶養親族等の個人番号を記載する箇所が追加されました。下に制度導入後の扶養控除申告書（イメージ）を載せています。

こちらが平成28年分より変更となるため、今年の年末調整の際に、従業員に本人及びその扶養親族の個人番号を記載してもらい、顧問先様で確認・管理して頂くことになります。

給与支払者の個人番号又は法人番号

給与受給者の個人番号

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務局長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの氏名	生年月日	新・大 旧・中	年月日	記 事 欄
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの個人番号	生年主の氏名			扶 養 支 払 者 支 出 記 事 欄 (税額で56桁 以内、3桁単位 で入力)
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所			

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名及び個人番号	あなたの住所	生年月日	本人に該当しない理由 又は本人控除後 (控除しない理由)	住所又は居所	平成28年中の所得の見込額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください)
A 控除対象配偶者			明大 年				
B 控除対象扶養親族 (16歳以上、 扶養親族)	1		明大 年	同居 老親等			
	2		明大 年	同居 老親等			
	3		明大 年	同居 老親等			
	4		明大 年	同居 老親等			
	5		明大 年	同居 老親等			

掲載時点におけるイメージです。確定様式ではありません。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 (その該当する区分を必ず記入し、1つに限りは該当する複数の人を選入してははい)	1 障害者	区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡婦	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に ついてのご注意」の(6)をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。)
	一般の障害者					3 特別の寡婦	4 寡夫		
	特別障害者					5 勤労学生			
	同居特別障害者								

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの住所	住所又は居所
			明大 年						
			明大 年						

○住民税に関する事項

住民税に関する事項 16歳未満の扶養親族 (平13.1.2以後生)	氏名	個人番号	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	平成28年中の所得の見込額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。)
1				年			
2				年			
3				年			

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶養親族等の個人番号

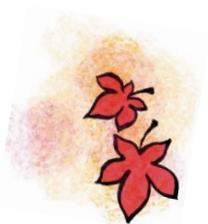
京都

京都はいつ行っても魅力的なのですが、何と言っても秋の紅葉の時期が一番だと思います。

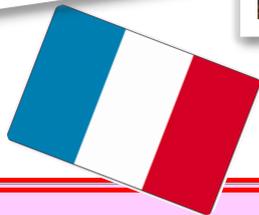
特に、東福寺と永観堂は必見ですが、穴場としてお勧めしたいのが、毘沙門堂です。

JR山科駅から徒歩20分位のところにあるのですが、参道の石段の散紅葉がまるで赤い絨毯のようで見事です。

柳原



【 東福寺 】



フランス

8日間のフランス旅行に行ってきました。パリの街並みはどこを切り取っても絵になります。

須賀



【 凱旋門 】



【 エッフェル塔 】



【 モン・サン=ミシェル 】



【 ノートルダム大聖堂 】